

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月23日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	
氏 名 大成建設株式会社 中部支店	
常務執行役員支店長 鈴木 淳司	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-562-7558	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大成建設株式会社 中部支店
事業場の所在地	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 11,564,489 万円（中部支店）
③従業員数	887 名（中部支店）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 ・がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 ・木くず→再生処理業者に委託して燃料チップとして再資源化 ・混合廃棄物→中間処理業者に委託して選別後再資源化又は埋立処分 新築工事 ・がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 ・木くず→再生処理業者に委託して燃料チップとして再資源化 ・建設汚泥→中間処理業者に委託して砕石、再生砂、改良土として再資源化 ・廃石膏ボード→出来る限り広域認定施設を選定し再製品化 ・混合廃棄物→中間処理業者に委託して選別後再資源化又は埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 1 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・簡易梱包、無梱包等、梱包材の簡素化を行う ・自ら利用の活用 ・分別を奨め、再利用可能なものは再利用する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現場加工を工場製作現場組立をする等の工法改善を検討する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・工事作業場の状況に応じて分別品目数を設定 ・できるかぎり廃プラスチック類、金属くず、木くず、がれき類はそれぞれに分別し、保管している
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・排出する混合廃棄物を減らし、工事作業場での分別を徹底する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	2025/6/20
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 型枠については、出来るだけそのまま再利用している ・ 廃石膏ボード等は可能な限り広域再生利用処理業者へ排出する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 上記を継続して実施する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量し た 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量す る 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	2025/6/20
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り再資源化施設や再生利用業者へ処理を委託し、 最終処分量の低減を図る ・信頼度の高い中間処理施設への排出を推進している ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	45,828.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 優良認定処理業者を選定する		
※事務処理欄			

備考

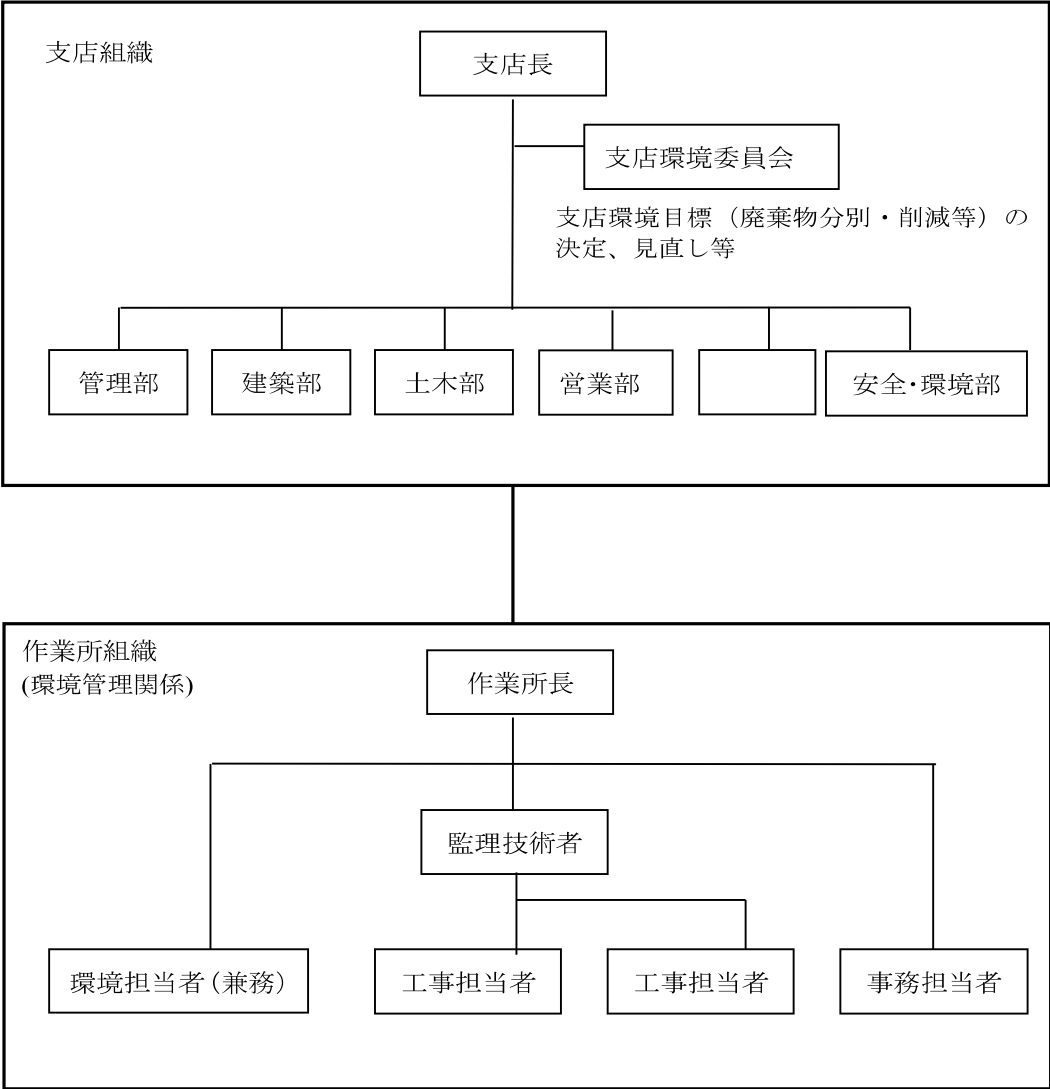
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 管理体制図

当事業場における責任及び管理組織図

統括責任者		支店長
支店	担当部署 (指導)	安全・環境部 安全・環境管理室
		建築部 安全・環境推進室
		土木部 安全・環境推進室
作業所	責任者	作業所長
	担当者	作業所長が指名

管理組織



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量
計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行なった(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行う)量		処理の委託							
	排 出 量		自ら再生利用を行なった(行う)量		自ら行う中間処理		自ら熱回収を行なった(行う)量	自ら中間処理により減量した(する)量	現状	計画	優良認定処理業者への処理委託量				再生利用業者への処理委託量			
	現状	計画	現状	計画	現状	計画					現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
コンクリートがら	5,726.3	5,726.3	—	—	—	—	—	—	—	—	5,726.3	5,726.3	1,899.0	1,899.0	5,726.3	5,726.3	0.0	0.0
アスファルト・コンクリートがら	1,386.5	1,386.5	—	—	—	—	—	—	—	—	1,386.5	1,386.5	339.2	339.2	1,386.5	1,386.5	0.0	0.0
その他がれき類	1,197.7	1,197.7	—	—	—	—	—	—	—	—	1,197.7	1,197.7	901.7	901.7	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	216.4	216.4	—	—	—	—	—	—	—	—	216.4	216.4	203.4	203.4	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラスくず及び陶磁器くず	355.3	355.3	—	—	—	—	—	—	—	—	355.3	355.3	355.3	355.3	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	29.6	29.6	—	—	—	—	—	—	—	—	29.6	29.6	29.6	29.6	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥	15,641.8	15,641.8	—	—	—	—	—	—	—	—	15,641.8	15,641.8	7,861.2	7,861.2	15,641.8	15,641.8	0.0	0.0
紙くず	11.3	11.3	—	—	—	—	—	—	—	—	11.3	11.3	8.0	8.0	11.3	11.3	0.0	0.0
木くず	489.7	489.7	—	—	—	—	—	—	—	—	489.7	489.7	367.6	367.6	489.7	489.7	0.0	0.0
廃石膏ボード	315.27	315.3	—	—	—	—	—	—	—	—	315.3	315.3	262.2	262.2	58.0	58.0	0.0	0.0
廃アルカリ	19.90	19.9	—	—	—	—	—	—	—	—	19.90	19.90	19.90	19.90	0.00	0.00	0.0	0.0
水銀使用産廃(蛍光灯)	0.27	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	0.27	0.27	0.27	0.27	0.00	0.00	0.0	0.0
水銀使用産廃(水銀灯)	0.1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
燃え殻	305.00	305.00	—	—	—	—	—	—	—	—	305.00	305.00	305.00	305.00	0.0	0.00	0.0	0.0
混廃(安定型のみ)	237.2	237.2	—	—	—	—	—	—	—	—	237.2	237.2	230.0	230.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混廃(管理型含む)	9,196.4	9,196.4	—	—	—	—	—	—	—	—	9,196.4	9,196.4	6,910.5	6,910.5	0.0	0.0	0.0	0.0
石棉含有産廃(ガラス陶磁器くず)	33.5	33.5	—	—	—	—	—	—	—	—	33.5	33.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	35,162.0	35,162.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35,162.0	35,162.0	19,692.7	19,692.7	23,343.1	23,343.1	0.0	0.0